

## 島根県からのお知らせ

新型コロナウイルスの影響で納税が困難な事業者の皆様へ

**申請により、最長1年間、無担保・延滞金なしで納税の猶予を受けることができます。**

- 対象の方**：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、納期限までに納付できない法人または個人の方
- 対象税目**：地方法人三税、固定資産税、不動産取得税など、ほぼ全ての県税・市町村税
- 申請期限**：各税目の納期限
- 申請方法**：県税については、県のホームページをご覧ください。最寄りの県民センターへお問合せください。市町村税については各市町村へお問い合わせください。

島根県 納税の猶予

検索

### ○お問い合わせ先

東部県民センター	0852-32-5632	西部県民センター	0855-29-5523
隠岐税務部	08512-2-9617	県央事務所	0854-84-9576
雲南事務所	0854-42-9520	益田事務所	0856-31-9516
出雲事務所	0853-30-5532		

※国税にも猶予制度があります。広島国税局猶予相談センター(0120-683-754)にお問い合わせください。